

子ども・子育て支援 新制度の概要について

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

「子ども・子育て支援新制度」がスタート予定です。

【出展：内閣府】

大田区こども家庭部・教育総務部

平成26年8月

子ども・子育て支援新制度とは？

- ・ 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と質の向上を進めて、子育てを取り巻くさまざまな課題を解決するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。
- ・ この法律が平成27年4月に施行される予定です。新制度の実施のために、消費税が10%になったときの増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになります。

☆新しい制度によって、
次のような取り組みが進められていくことになりました

1

保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい環境を整備

2

幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上

3

地域の多様な子育て支援の充実

4

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及

子ども・子育て支援新制度について

新制度では・・・

幼稚園や保育所などの事業者は、

運営基準を満たすことの【確認】が必要
施設を利用する子どもの保護者は、

教育・保育給付を受けるための【認定】が必要
0～2歳児の新たな保育事業の制度として、

区が認可基準を定める【地域型保育事業】がスタート

ただし、新制度に移行しない幼稚園や新制度の対象となるない施設等（認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育など）は、確認や認定の手続きはいりません。

☆「子ども・子育て支援新制度」スタートまでの流れ

利用者



平成26年度

平成27年度

27年4月から
の利用申込み
などの手続き
+認定申請

教育・保育
の認定
利用調整
利用承認

4月
新制度
スタート
予定

※利用する施設や事業によって手続きが違います。

施設を利用するには認定が必要になるの？

- ・新しい制度では、幼稚園や保育所の利用を希望する場合には、区から、教育標準認定や保育認定を受ける必要があります。この認定は、次の3つに分けられています。

☆施設利用のために行われる3つの認定区分

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望する場合	●幼稚園 ●認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育所 ●認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育

新制度で教育・保育施設はどう変わるの？

- 待機児童の解消をめざし、認可保育所等の整備を進めます。
- 待機児童の多い、0～2歳を対象とした「地域型保育事業」を区の認可事業として始めます。
- 幼稚園と保育所の両方の機能を合わせ持つ「認定こども園」の新たな基準ができ、設置や移行がしやすくなります。

幼稚園

●対象年齢 3~5歳

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。

利用時間

朝過ぎころまでの教育時間のほか、施設によっては朝や夕方の時間や、夏休み期間中などの施設の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。

利用できる保護者

利用資格に制限はありません。



保育所

●対象年齢0～5歳

就労などのため、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

利用
時間

夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施します。

利用でき
る保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。
(保育の必要性の認定の要件を満たすことが必要です。)



認定こども園

●対象年齢 0～5歳

幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。認可手続きを簡素化して、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくし、さらなる普及を図っていきます。

利用時間

1号認定（幼稚園利用）と2号・3号認定（保育利用）で変わります。

利用できる保護者

- ・3歳以上の幼稚園利用は、利用資格に制限はありません。
- ・保育を利用するときは、保育の必要性の認定の要件を満たすことが必要です。



地域型保育事業

●対象年齢 0～2歳

区の基準により認可する、少人数単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。保育施設を新設する場所のない都市部など、地域の状況に応じて保育の場を確保します。

利用
時間

夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施します。

利用でき
る保護者

保育所と同じ要件の0～2歳児の保護者

《地域型保育4つのタイプ》

①家庭的保育（保育ママ）

少人数（5人以下）の家庭的な雰囲気の中で、きめ細かい保育を行います。

②小規模保育

少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気で保育します。

③事業所内保育所

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

④居宅訪問型保育

障がいや疾患で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

☆地域の子育て支援を充実していきます

- ・新しい制度では、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を対象に支援していきます。
- ・家庭で子育てをしている保護者も利用でき、子育てしやすい環境を整えます。

【対象事業】

- ①利用者支援事業（新規）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診 ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ

①利用者支援【新規】

- ・子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援などから、必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをていきます。

②地域子育て支援拠点

- ・公共施設や保育所など地域の身近な場所に、親子の交流や子育て相談が気軽にできる施設を増やします。

⑧一時預かり事業

- ・急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすいものにしていきます。

⑩病後児保育

- ・病後の子どもを家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設されたスペースで子どもを預かります。

⑪放課後児童クラブ

- ・地域のニーズに合わせて、施設の数を増やしていくとともに、職員や設備について新たな基準を設けて、質の向上を図っていきます。小学校6年生までが対象となります。